

地域連携空家等活用事業について

～空家を地域の財産として活かそう～

地域にある空家の活用や老朽化した空家の解消を促進するため、地域と連携した空家や空家を解体した跡地を町会等が活用する際に、必要となる整備費の一部を支援します。

令和6年度 制度を拡充しました！

◇空家所有者が動産処分を行う費用の一部を補助
動産処分費の1/2(限度額:10万円)
(専門業者に依頼した費用が対象)

◇利用希望者と所有者のマッチングサービスを開始
(双方の意向をホームページで公開)



○事業の仕組み



○事業活用のメリット

【空き家の所有者さまへ】 **維持管理の負担が軽減され、地域に貢献できます。**

- 遠方に住んでいるなどから、維持管理費を含めた管理が大変である。
- 今は使っていないが、将来使用することも考えているので、手放すつもりはない。
- 貸すには修繕等が必要となるため、賃貸住宅とするつもりはない。

【町会など地域団体のみなさまへ】 **身近にコミュニティ活動の拠点が確保できます。**

- 町会に集会所がなく不便だ。また、集会所があるが、もう一つほしい。
- 地域で使うポケットパークのような広場がほしい。
- 町会内の道幅が狭く、車の待避所や雪捨て場がほしい。

問い合わせ先

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号(金沢市第一本庁舎3階)
金沢市 都市整備局 建築指導課 空家活用室
TEL 076(220)2136 FAX 076(220)2134

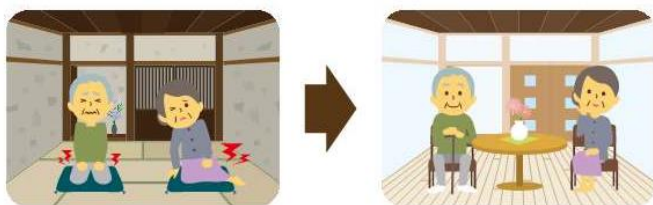


(裏面あり)

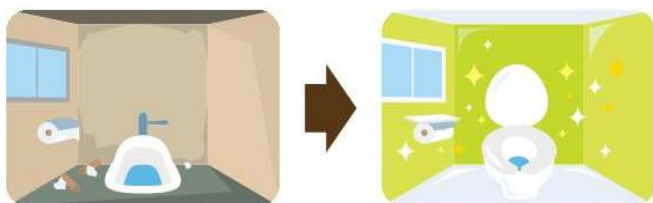
補助による整備事例

空き家を集会所として使う場合

●内部の改修



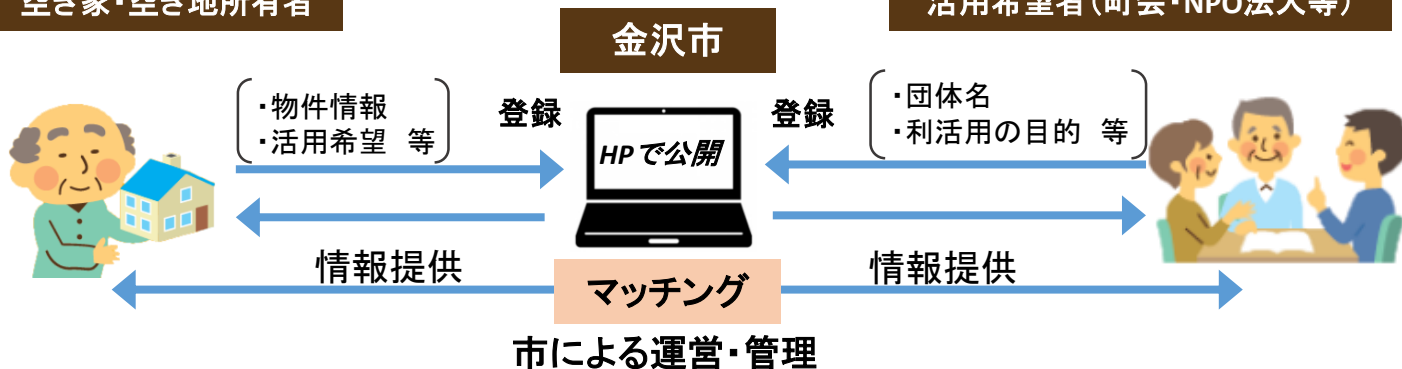
●水回りの改修



マッチングサービスのイメージ

空き家・空き地所有者

活用希望者(町会・NPO法人等)



空き家に関することはコチラまで

1. 金沢市役所の空家相談

- 総合相談・出前講座 : 建築指導課空き家活用室 ☎220-2136
(活用・管理・予防等)
- 草・樹木の繁茂 : 環境政策課 ☎220-2508
- 防犯 : 危機管理課 ☎220-2366
- ごみ : ごみ減量推進課 ☎220-2302
- 小動物・害虫 : 衛生指導課 ☎234-5114

2. 売買、賃貸、管理、解体、相続、登記、税金等の相談

- 石川県空家総合相談窓口(一般公益社団法人 石川県宅地建物取引業協会内) ☎0120-424-425

3. 相続、遺言、登記等

- 司法書士無料登記相談 金沢市役所第一本庁舎2階市民相談室(毎週水曜日 13:00~16:00) ☎220-2222
- 司法書士総合相談センター 金沢市新神田4丁目10番18号
 - ・電話無料相談(平日10:00~16:00) ☎292-8133
 - ・面接無料相談(毎週水曜日予約制18:00~20:00) ☎291-7070